

議案 1

令和 5 年 5 月 24 日

奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会の 議事の公開について

奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会の議事の公開方法について、下記のとおり定める。

- 1 奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）の会議は、原則公開とする。
ただし、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号）第 7 条各号に規定する不開示情報に関して、評価委員会が必要と認めるときは非公開とする。
- 2 会議の終了後速やかに、評価委員会の議事概要を県ホームページ上で公開する。
- 3 傍聴に係る手続き及び遵守事項等については、別に要領を定める。